

江田島市空家等対策条例について

1 要旨

江田島市空家等対策条例を、令和3年12月に公布したので報告する。

2 目的

空き家等の適正管理等を促すことで、事故等を未然に防止し、安全・安心で快適に住み続けられる生活環境の保全等を図り、良好な住環境の維持に寄与

3 対象地域

市内全域

4 条例の効力

(1) 市

市が所有者等に成り代わって、危険回避のため必要最小限度の措置（緊急安全対策措置）を実施。ただし、管理不全な状態(※)の空き家等が、著しく危険な状態で、緊急の必要があるとき、他に適当な手段がない場合に限る。

空家等対策計画に基づく総合的かつ計画的な対策の実施

※ 管理不全な状態・・・老朽化又は自然災害により倒壊、または建築資材等の飛散、剥落等により人の生命、身体、財産に被害を与えるおそれのある状態

(2) 空き家等の所有者等

空き家等の適切な管理の義務付け

空き家等の利活用の努力

(3) 市民等

空き家施策への協力と発生予防の努力

管理不全な空き家等を見つけた場合の情報提供の努力

5 施行期日

令和4年4月1日